

行動計画書

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年6月1日 ～ 平成31年5月31日まで
2. 内容

(目標)

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

《対策》

- 平成28年6月8日～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に回覧・周知する。